1 訪問保健指導の進め方に関する市町調査結果・・・・ 平成30年2月に実施

(1)市町ごとの保健師の人数・・・・ 23市町が『後期高齢のために稼働できる保健師はいない』と回答

後期高齢担当課(室)		後期高齢担当課(室)以外の部署	
保健師がいる市町数と	左記のうち、後期高齢	保健師がいる市町数と	
合計保健師数	で稼働できる保健師	合計保健師数	で稼働できる保健師
7市町で合計19人	1市町で1人	28市町で合計345人	5市町で合計12人

(2)広域連合に保健師を配置して保健指導を実施するべきか・・・・ 26市町が『配置するべき』と回答

配置するべき	配置の必要なし	
26市町	3市町	

(3)広域連合に保健師を配置して保健指導を実施する場合、市町の事務職員が1人随行できるか ・・・ 10市町が『随行出来ない』と回答

随行できる	随行できない
19市町	10市町

(4)広域連合から市町へ委託(委託料あり)したら、市町保健師で後期高齢者の保健指導ができるか・・・・ 23市町が『実施できない』と回答

実施できる	実施できない	
6市町	23市町	

2 平成31年度の訪問保健指導の進め方(案)

- 《①広域連合保健師と市町職員で訪問保健指導を実施》
- ●保健師を広域連合で最大2名雇用する(平成31年4月目標) 保健師の業務は『保健指導』と『データへルス事業の充実化』
- ●県内市町ごとの対象者数を特定する(重複、頻回、服薬)
- ●必要に応じてレセプトを確認し、保健指導の対象者を特定する
- ●保健指導は『服薬』を優先して実施する

【目標件数】年間100件(1日1人×月10日×10ヵ月)

【目標体制】広域連合保健師(保健指導)及び

市町職員(日程調整、道案内、市町保健事業の説明など)

●レセプトによる効果測定と評価を行い、事業の実効性向上を図る

・・ ①②両方の事業を並行して実施(財源はインセンティブ交付金)

《②助成金制度を創設して市町保健師が動き易い環境の整備を進める》

※後期高齢者のために保健師を稼働できる市町を足がかりとして、助成金の交付をきっかけに『市町保健師が保健指導に動ける環境作り』を進める

- ●1の(4)で『保健指導を実施できる』と回答した6市町に個別に協力を依頼する
- ●1の(4)で『保健指導を実施できない』と回答した23市町の、保健師を抱える部署へ 個別に訪問し、保健指導への協力を依頼する(事務局長、事業課長)
- ●協力可能な市町と指導対象者、指導方法等を調整し、保健指導を実施する
- ●保健指導を実施した市町に『助成金』を交付し、保健指導活動の活性化を図る 【助成金(案)】重複・頻回;初回5万円、服薬:初回3万円、2回目以降は一律2万円